



こんにちは。山田花子です。

「平成 30 年度税制改正」により、2020 年の年末調整から給与所得控除をはじめとする制度が見直されます。これまでの年末調整とどこが変わったのか、経理業務にはどのような影響があるのでしょうか。今回は、新しい制度の概要と具体的に控除の仕組みがどう変わったのか等を見てみたいと思います。

2020 年度の年末調整からはじまる、新たな制度の変更点と新制度の概要

個人所得課税の制度は、近年の働き方の多様化など時代変化を受け、「働き方改革」を推進する観点から改正が行われました。控除額や申告書は変更されますが、給与収入が 850 万円以下の人はこの改正による税額への影響はありません(つまり増税でも減税でもない)。一方、850 万円を超える場合は増税となります。

* 税制改正前後の控除増減比較表

給与などの収入金額	～850 万円以下	850 万円超～2,595 万円以下	2,595 万円超
給与所得控除	－10 万円	－25 万円	
基礎控除 (改正前 38 万円)	+10 万円	+10 万円	－6 万円、－22 万円、 －38 万円 のいずれか
所得税への影響	なし	給与所得控除の減額分だけ 差額が生じ増税	さらに増税

◆ 給与所得控除は引き下げとなる

給与所得控除とは、所得税などを計算する際に年収から差し引かれる控除額のことですが、2020 年の年末調整からは、一律で 10 万円が引き下げられることになりました。

また、給与所得控除の上限額が 220 万円から 195 万円に引き下げられるため、年収が 850 万円を超える人は 10 万円以上の引き下げとなります。

◆ 基礎控除はどうなる？

すべての納税者に適用される基礎控除の金額は、これまでは収入に関係なく一律 38 万円でしたが、改正後は最大 48 万円に引き上げられますが、合計所得金額が 2,400 万円を超えると所得に応じて減っていきますので、2,500 万円超では控除額がゼロとなり、基礎控除は適用されません。

◆ 子育てや介護中の方のための制度が創設されました

給与所得控除の上限額が引き下げられたことで、年収が 850 万円を超えると税金の負担が増えます。そこで子育てや介護中の人への配慮から、所得金額を調整するための制度として所得金額調整控除が創設されました。

年収 850 万円超で「本人が特別障害者」「23 歳未満の扶養親族がいる」「特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる」のいずれかに該当する場合は、(給与などの収入金額－850 万円)×10%で算出された金額を調整額として控除します。

* 所得金額調整控除が適用されるケースと計算の仕方

所得金額調整控除が適用される人 給与等の収入金額 850 万円超 + ①～③のいずれか

- ①本人が特別障害者
- ②23 歳未満の扶養親族有
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族有

計算式 (給与などの収入金額－850 万円) × 10%

例) 給与等の収入金額が 900 万円、23 歳未満の扶養親族がいる場合*

給与所得 705 万円	所得金額調整控除 5 万円	
給与等の収入金額 900 万円	給与所得控除額 195 万円	－ (900 万円－850 万円) × 10% = 700 万円

改正前 900 万円－(900 万円×10%+120 万円) =690 万円

* 所得金額調整控除を行うことにより、基礎控除を差し引いた課税総所得金額は改正前と同額になります。

◆配偶者・扶養親族などの控除はどうなる？

源泉控除対象配偶者、扶養親族・同一生計配偶者、勤労学生の所得金額要件が 10 万円ずつ引き上げられましたが、この変更は給与所得控除・基礎控除の見直しと所得金額調整控除の創設による適用範囲への影響に配慮したものです。

改正後も年収ベースでの変更はないので、控除のために就業調整を行っている場合もこれまでの出勤ペースで問題ありません。配偶者や扶養親族が給与所得以外の収入を得ている場合は、控除を適用するための所得制限額が 10 万円拡大されることとなります。

◆「住宅ローン減税」の控除期間が一時延長される

「住宅ローン減税」とも呼ばれる住宅借入金等特別控除は、消費税引き上げへの対策として一時的に控除期間が 10 年から 13 年に延長されます。この拡充措置を受けるためには、2019 年 10 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までに取得・リフォームした住宅に入居していることが条件です。ただし、新型コロナウイルスの影響入居が間に合わない場合、一定の期日までに契約が行われていれば入居期限が 2021 年 12 月 31 日に延長されます。契約の期日は、注文住宅を新築する場合は 2020 年 9 月 30 日、分譲住宅・既存住宅の取得やリフォームの場合は 2020 年 11 月 30 日です。

◆法定調書の提出基準の変更点

年末調整後に作成する源泉徴収票・支払調書などの法定調書は、種類ごとに前々年の提出枚数が 1,000 枚以上の場合、e-Tax や光ディスクでの提出義務がありました。2021 年 1 月からは、枚数の基準が 100 枚以上に引き下げられます。例えば、2019 年に源泉徴収票を 100 枚以上提出していた場合、2021 年 1 月以降は源泉徴収票を e-Tax などで提出しなければなりません。なお提出義務の判定は支払調書の種類ごとに行うため、源泉徴収票は 100 枚でも支払調書は 50 枚だったというケースでは、源泉徴収票のみ e-Tax などで提出が必須となります。